

計量単位令の一部を改正する政令案要綱

第一 計量単位令の一部改正

- 一 経済産業大臣によるメートル等の現示に係る規定を廃止すること。  
(第二条第二項関係)
- 二 国際度量衡総会の決議に従い、キログラム等の計量単位の定義を変更すること。  
(別表第一関係)

第二 附則

この政令は、令和元年五月二十日から施行すること。

(附則関係)